



イ 本件非開示部分は、①違反開始年月日時分欄の時間、②違反態様欄の時間(分)、③処理結果欄、④審査結果欄及び⑤備考欄(措置が記載されている部分)であり、実施機関は、放置駐車取締り開始時間、警察官の現認時間、処理結果、審査結果及び措置が記載されており、開示することにより、駐車違反の取締基準が明らか又は推認されることとなり、摘発を逃れるための対抗措置をとられるなど、今後の放置駐車取締りに係る警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると主張する。

ウ 実施機関に対し、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

(ア) ①違反開始年月日時分欄の時間は、警察官が放置車両を最初に確認した時間が記載されている。すなわち、この時間は、警察官が取締りを行っている時間であり、開示された時間を分析することにより、放置駐車違反の取締りが重点的に行われている時間帯及び取締りが行われていない時間帯が推認され、違反の摘発を逃れるため、その時間帯を避けた違反が行われることとなり、交通事故の誘発や交通混雑を招くおそれがある。

(イ) ②違反態様欄の時間(分)は、警察官が当該放置駐車違反の車両を確認し、放置車両確認標章(以下「標章」という。)を作成し、取り付けするまでの時間が記載されている。この時間は、個々の違反状況の確認に要した時間や警察官の標章作成時間等により異なっており、この時間が開示されると、車両の運転手は、「この場所は何分までなら放置駐車できる。」と判断し、標章の取り付けを逃れるため、時間を押し量りながら駐車違反を繰り返すおそれがあり、これまでの駐車違反取締りによる違法駐車排除・抑制効果が期待できなくなるおそれがある。

(ウ) ③処理結果欄には、「取付」又は「警告」の別が記載されており、「取付」は、標章を放置車両に貼付したという意味で、「警告」は、標章の貼付前に運転者が現れた等の理由で指導、警告したという意味である。これは、駐車状況等様々な事情により「警告」としたものであるが、これが開示されると、運転者は恣意的な解釈をして「警告」の扱いになるものと考え、違法駐車を繰り返すおそれがある。

(エ) ④審査結果欄は、標章を取り付けた放置駐車車両が違反として成立したか否かを記載している。当該審査結果欄には、「○」、「不成立」、「空欄」、「修正」がそれぞれ記載されており、違反が成立する場合は「○」、駐車禁止の除外指定を受けた車両であることが後に判明するなどして違反が成立しない場合には「不成立」、標章の取付け前に運転者が現れて警告した場合等は「空欄」、登録内容を修正した場合は「修正」としている。これらの情報が開示された場合、違反場所等その他の情報と組み合わせることにより、「不成立」や警告とされた場所周辺であれば、違反を逃れられるなどと考え、周囲に放置駐車が行われ、交通事故の誘発や交通混雑の危険性や無余地駐車などの更なる違反が生ずるおそれがある。

(オ) ⑤備考欄(措置が記載されている部分)は、警察の措置が記載されており、これが開示されると、違反を逃れるための虚偽申告等の対抗措置を講じられるおそれがあるほか、本来の放置駐車違反の取締り目的である危険性及び迷惑性の高い放置駐車排除並びに抑止効果に支障が生ずるおそれがある。

(カ) 交通取締りとは、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害、交通公害等を防止することを目的として、交通法規の違反を監視・予防し、違反を発見したときは警告指導、検挙等の必要な措置を講ずる警察活動をいうものであり、道路交通法(昭和35年法律第105号)違反被疑事件の犯罪捜査活動も含むものである。

したがって、本件非開示部分は、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報に該当し、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるお

それがあると認められることから、2項2号情報に該当するものである。

エ 実施機関は、当審査会に対して、本件非開示部分と取締りの関係を具体的に示しており、それらによれば、本件非開示部分を開示した場合、放置駐車違反の取締りの手法等の分析が可能となり、摘発を逃れるための対抗措置をとられるなど、今後の放置駐車違反の取締りに支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。

よって、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

したがって、本件非開示部分は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

なお、実施機関は、本件非開示部分が6号情報に該当するとも主張するが、結論は上記のとおりであり、これについての判断はするまでもない。

#### (4) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、本件公文書以外にも、違反切符（以下「交通反則切符」という。）の控え等の請求内容に合致する公文書が存在するはずであり、非開示とした公文書についても文書名を明らかにした上で、開示しないとしたことを、その理由とともに明示すべき旨主張する。

イ 実施機関は、本件公文書は、開示請求者が求めている駐車違反取締状況が一目で分かる資料であり、一方、交通反則切符を作成した件数は、標章を貼付された車両の中に全て含まれていることから、本件公文書で駐車違反取締状況の情報は網羅されていることとなり、本件公文書が、最も請求内容に合致するとともに、開示事務手続きを迅速に処理し、請求者の利便を考慮できるものと判断して、特定したものである旨主張する。

また、交通反則切符の控えは、本件開示請求の対象公文書には該当しないものの、仮に交通反則切符の控えを対象公文書とした場合、交通反則切符の控えには、違反事実や違反者の氏名等が記載されており、その記載内容からすれば、道路交通法違反被擬事件に関して作成された捜査書類であると言え、「訴訟に関する書類」に該当することは明白である旨主張する。

ウ 当審査会としては、公文書の特定に当たっては、開示請求の内容から判断して対象公文書に該当すると思われるものは確実に特定し、開示決定等をすべきものであり、本件開示請求の内容が、「取締りについて記録した公文書」であることから考えると、取締りの情報が記載されている公文書は、開示請求者が請求内容から除外している場合を除き、本件開示請求の対象公文書に該当すると解するのが相当であることから、審査請求人が主張する交通反則切符の控えについて、本件開示請求の対象公文書には該当しないとの実施機関の主張は、認めることができない。

一方、交通反則切符の控えは、刑事事件である道路交通法違反被擬事件に関して作成された捜査書類であり、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると認められることから、条例第28条第1号に該当し、条例の適用除外公文書であると認められる。

なお、当審査会は、実施機関に対し、平成19年11月28日付け北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第64号において、「実施機関は、開示請求に係る公文書に条例第28条第1号に規定する訴訟に関する書類及び押収物に該当するものがあつた場合は、開示請求者にその旨説明し、開示請求書の提出があつたときは、開示請求の対象となった公文書について速やかに開示決定等を行い、通知する必要があるものとする。実施機関においては、今後、事務処理の改善を望むものである。」との意見を付しているところである。

エ 審査請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成19年12月18日	○ 諮問書の受理（諮問番号68） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成19年12月21日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成20年1月21日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成20年2月20日 （第二部会）	○ 審議
平成20年2月29日 （第28回審査会）	○ 答申案審議
平成20年3月3日	○ 答申